

公益財団法人 さっぽろ青少年女性活動協会  
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会の定款第 13 条及び第 27 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、週に 4 日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 10 条に基づき置かれている者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第 3 条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会の出席等、必要な都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員には、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。
- 5 評議員には、定款第 13 条に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第 4 条 この法人の常勤役員の報酬月額は別表 1「常勤役員の報酬月額」のとおりとし、各々の役員の報酬月額は、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬等は別表 2「非常勤役員等の報酬等」に定める定額とする。
- 3 常勤役員に対する役員賞与及び退職手当は、理事長が評議員会の承認を得て、その総額の範囲内で、各々の役員に配分するものとする。
- 4 退職金は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。任期は、法人格の変更に係らず通算して計算する。
- 5 各評議員の報酬等は、定款第 13 条に定める金額の範囲内において別表 3 に基づき支払うものとする。

(報酬の支給日)

第 5 条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとし、非常勤役員にあたっては、理事会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第 6 条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第 7 条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から速やかに支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第 8 条 この法人は、この規程をもって、公益認定法第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

付 則

この規程は、公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

付 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

理 事 長	60 万円までの範囲
専務理事	50 万円までの範囲
常務理事	45 万円までの範囲
理 事	30 万円までの範囲

別表 2 非常勤役員等の報酬等

理事会等出席の都度、一人一律 15, 000 円

別表 3 評議員等の報酬等

評議員会等出席の都度、一人一律 15, 000 円